

東京電機大学 同窓会
在 学 会 員
助け合い基金規則

(目 的)

第1条 この規則は、緊急に経済的援助を必要とする学生に金銭を貸付けることにより学業継続を維持させる事を目的とする。

(基 金)

第2条 基金は、東京電機大学 同窓会（以下「大学同窓会」という）が拠出し、その年度の大学同窓会の「本基金の予算」を超えて貸し付けないこととする。

(管理運営)

第3条 この基金の管理運営は、大学同窓会会長の委任により学生支援センター長が扱うものとする。

2 同窓会は助け合い基金の滞納状況を学生支援センターに3ヶ月毎に確認する。

3 同窓会は学生支援センターに下記督促を依頼する。

(1) 滞納3ヶ月目までは毎月メールにて督促する。

(2) 滞納4ヶ月目は本人宛に督促状を郵送する。

(3) 滞納5ヶ月目は保証人宛に督促状を郵送する。

4 滞納6ヶ月目は同窓会長名にて本人宛呼び出し状を郵送する。

(資 格)

第4条 本基金の貸付けを受けることが出来るものは、東京電機大学及び東京電機大学大学院の在学生とする。

(貸付条件)

第5条 本基金を貸付ける場合、次の条件により行うものとする。

(1) 貸付けを受けようとするものは、所定の用紙に必要事項を記載して申し込む。

(2) 貸し付け金額は、原則として1万円を限度とする。但し、事故等で緊急を要する場合は、学生支援センター長の判断で3万円を限度として、特別に貸与することができる。

(3) 貸付期間は、貸付を受けた日から1ヶ月以内とする。

(4) 前号の貸付期間を経過した場合は、遅滞手数料として、1ヶ月毎に貸付額の1%（相当額）を返還の際徴収するものとする。

(5) 未返還者には、重複して貸付を行わない。

(改 廃)

第6条 この規則の改廃は幹事会で定める。

附 則

昭和53年4月1日制定

昭和58年1月27日 改正 同年4月1日施行

平成22年1月20日 改正 同年4月1日施行

平成23年4月11日 改正 同年4月12日施行

平成26年5月21日 一部改正

平成26年7月23日 規則名に在学会員を追加